

折り返し地点を迎えた「教育再生」の実行

— 教員の資質・チーム学校・学校と地域の連携・不登校 —

文教科学委員会調査室 戸田 浩史

1. はじめに

平成24年12月の第二次安倍政権発足以来、教育再生実行会議（以下「実行会議」という。）の提言を受けて、文部科学（文部）大臣として戦後最長任期となった下村大臣の下、いじめ対策、道徳の教科化、教育委員会制度改革、大学のガバナンス改革、小中一貫教育の推進など重要な教育施策が相次いで実施されてきた。しかし、新国立競技場整備計画をめぐる一連の混乱の中、27年10月の内閣改造により下村大臣は退任し、馳浩衆議院議員が新大臣に任命された。一方、実行会議も同年11月、鎌田薫座長（早稲田大学総長）は留任したもののメンバーを一新し、新たな体制で「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」をテーマに取り組むこととしている。

馳新大臣は就任後の記者会見で、ここ数年の矢継ぎ早の制度改正で教育現場に改革疲れが見えており、今後は改革の成果を見極める必要があると述べ、大学入試の見直しなど高大接続改革の先送り等も示唆しているが¹、実行会議をエンジンとする安倍政権による教育改革の流れが大きく変わることはないだろう。

本稿では、実行会議の提言を受け、中央教育審議会（以下「中教審」という。）での検討等を経て28年中に具体的制度化が想定される施策のうち、主に教員の資質、チーム学校、コミュニティ・スクール及び馳氏が長年にわたり法制化を目指していた不登校支援について概観することとしたい。

2. 教員の資質能力の向上

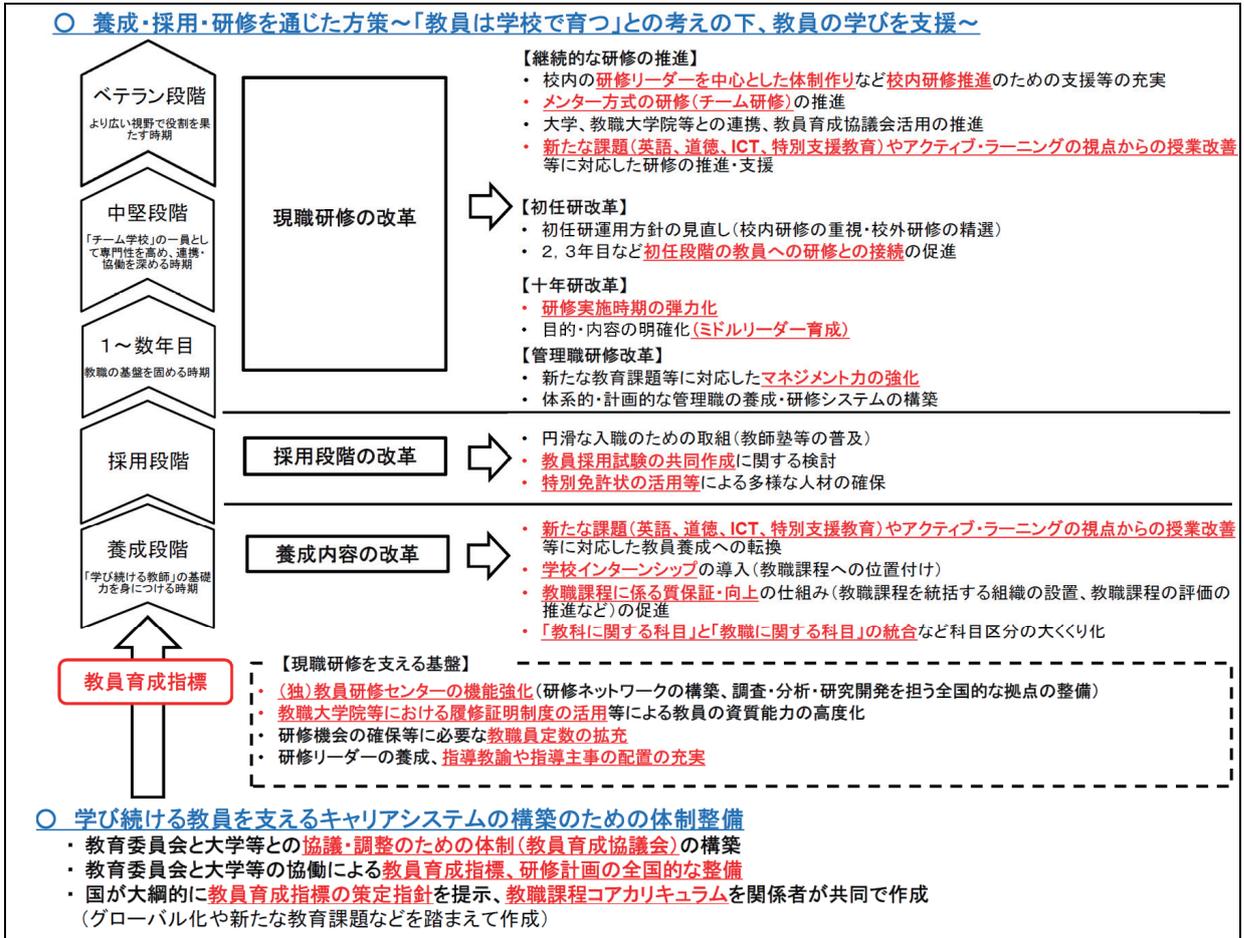
平成26年7月の実行会議第五次提言において、自ら学び続ける強い意志を備えた質の高い教師の確保等が提言された。これを受けて、同月、下村文部科学大臣は、中教審に「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問を行い、「教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について」検討を要請した。

中教審の審議と並行して、議論を行った実行会議は、27年5月の第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」では、教育の革新を实践できる人材を教師として得るための養成・採用・研修の改革を進めること、7月の第八次提言では、教職員定数について見通しを示し、計画的に教職員の採用・育成・投資を行うことについて、それぞれ提言している。

¹ 『内外教育』（平27.10.27）4頁

27年12月、中教審は「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」答申し、「学び続ける教員像」の具体化（図表1）、チーム学校への転換（後述3）を提唱した。これを受け所要の制度改正法案が提出されることとなろう。

図表1 中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」のポイント（抜粋）



(出所) 中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平 27. 12. 21)

(1) 教員研修

「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援する。初任者研修については、若手教員が授業を担当しつつ多くの研修をこなし、過度な負担がかかっている現状に鑑み、チーム研修やメンター方式の研修などを参考にして研修の運用方針を見直すとともに、校内研修に重点を置き、校外研修は実践的な内容に改善する。十年経験者研修は、原則として在職10年経過後に実施されているが、10年ごとに受講する教員免許更新制度に基づく免許状更新講習と実施時期が重なるとの不満の声を踏まえ、実施時期を弾力化するとともに、ミドルリーダー育成のための「中堅教員能力向上研修」(仮称)に改め、免許状更新講習との重複を解消して必要な時期に必要な教員に研修を受講させるとしている。

研修実施体制について、教員が学校現場を離れて参加できるように相当数の代替講師を

確保することが必要不可欠であることから、教職員定数の拡充を図るとしている。

茨城県つくば市の「独立行政法人教員研修センター」は、民主党政権時代の24年1月、廃止した上で国に移管することとなっていたが、25年12月の閣議決定に基づき、「教員資質向上試験機構」（仮称）に改組し、ハブ機能を充実させ、ネットワークを構築して機能強化を図る。

（２）教員採用

各教育委員会が作成している教員採用試験問題作成の負担軽減のため、共通問題の作成を検討する。各教育委員会は、毎年、試験問題の作成に苦勞しており、中には学問的な観点から出題されているとは思えない内容の出題もあるという。教員採用は一般の地方公務員とは異なり競争試験によらず、教育公務員特例法により選考採用とされている。しかし、実際には試験問題が重視されることにより、事実上競争試験化し、受験者や大学が過去問対策に過度に力を入れる傾向もあるようだ²。

選考採用の意義を再認識するとともに、教育委員会の試験問題作成の負担を軽減し、教師力を見極める採用方法の在り方を検討すべきだろう。

あわせて、複雑・多様化する教育課題に対応できる高度な専門性を持つ人材確保のため、特別免許状制度³を活用する。

（３）教員養成

教育学部等以外にも教員養成を認める開放制免許制度の下で、現状では大学の教職課程認定制度における質のチェックは、基本的に認定申請時のみに限られているため、認定後の教職課程について質の確保に問題が指摘されている。このため、認証評価の仕組みを教職課程にも導入し、質の保証・向上を目指す。

教職課程を置く大学においては、教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等を整備している例が多く見られるが、その整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について大学に努力義務を課する。

免許取得に必要な単位数は増加させず⁴、精選・重点化し、新たな課題に対応するために、国語や社会など「教科に関する科目」と、教育の基礎理論、指導法など「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃し、大きくくり化する。

学生が学校現場で体験的な活動に取り組む「学校インターンシップ」は、一部の大学では正規科目やボランティアとして実施されており、実行会議でも導入を提唱していた。答申では義務化は見送られたが、これを教職課程の単位に算入できるとしている（図表2）。学生の教員としての適性を早期に判断することができるが、大量の学生がインターンとして学校現場に入ることになれば、受入れ校の選定・確保の問題や評価の在り方等解決すべ

² 『内外教育』（平24.9.18）11頁

³ 免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）。

⁴ 必要な単位数：専修免許（幼75、小中高83）、一種免許（幼51、小中高59）、二種免許（幼31、小37、中35）

き課題は多い。答申では教育実習の単位に算入することも認めているが、かえって現行の教育実習の時間が減ることにもなるため、教育実習の内容を精選する必要がある。

図表2 教育実習とインターンシップの相違点

	教育実習	学校インターンシップ
内 容	学校の教育活動について実際に教員としての職務の一部を実践させることが中心	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心
実 施 期 間	4週間程度（高校の場合2週間程度）	教育実習よりも長期間を想定（ただし、1日当たりの時間数は少ないことを想定）
学 校 の 役 割	実習生への指導や評価表の作成（そのための指導教員を専任し、組織的な指導体制を構築）	学生が行う支援、補助業務の指示（教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない）
単 位	教育実習5（高校は3）単位、 教職実践演習2単位	教育実践科目7（高校は5）単位とし、 教育実習に2（高校は1）単位まで算入可能

（出所）中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平27.12.21）より作成

（4）「教員育成協議会」（仮称）

教育委員会と大学で構成される「教員育成協議会」（仮称）を創設する。これは、都道府県、政令指定都市の教育委員会単位で組織され、関係の市町村教育委員会、教職課程を置く大学、幼稚園・小中高校など各学校種の代表等が参画できるものとする。

各教員育成協議会では、地域の実情や特色を反映した「教員育成指標」を整備するとともに、教員研修計画を決定し、教員の資質能力の向上に取り組むこととする。

国は、教員育成指標策定のための大綱的指針を示し、教員が経験年数や役職に応じて身に付けるべき能力を明確化する。なお、答申では教員育成指標策定の指針は、国の価値観の押し付けではなく各地域の自主性や自律性を阻害しないよう明記されている。

（5）その他

今回の答申では、免許状更新講習は十年経験者研修との関係で一部見直しは提案されているものの、教員免許更新制の根本的な在り方は維持するとされている。しかし、答申案を審議した中教審教員養成部会において、免許更新制を外した議論はあり得ないとの意見もあったように⁵、学校現場の不満は根深い。免許状更新講習と教員研修は、制度上の趣旨・目的が異なるとはされているが、実際に受講する教員の立場からは違いが不明確で、両者の関係が未整理のまま、いわゆる「やらされ感」が負担感を増大させているのではないかと懸念されている。

また、実施主体の異なる様々な研修が、受講する側の職場の状況やニーズとは無関係に未整理のまま実施される例も見受けられる。教員の側に立って研修内容を体系化し、座学に偏らず、教員が実際の現場で役立つような実践的な内容の研修が望まれる。

3. 「チーム学校」

平成26年7月に中教審に諮問されたもう一つのテーマ、「チームとしての学校の在り方

⁵ 中教審初等中等教育分科会教員養成部会第85回議事録（平27.6.19）28頁、牛渡委員発言

について」では、「教員が指導力を発揮できる環境を整備し、チームとしての学校の力を向上させるための方策について」検討が行われ、27年12月に答申された。

「チームとしての学校」が求められる背景には、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた授業改善やカリキュラム・マネジメントを通じた組織運営の改善に取り組む必要があることのほか、いじめや不登校、発達障害等、複雑化・多様化した学校が抱える諸課題に対応するため、教員が様々な業務を担っているという現状があり、「チーム学校」の実現により、教員が子供と向き合う時間を確保している。そのための視点として、①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校のマネジメント機能の強化、③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備を提言している。

現在、教員以外の多様な専門スタッフが学校教育に参画しているが(図表3)、答申では、心理や福祉の専門性等を有する専門スタッフ(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を学校に必置すべき標準的な職として法令上明確化し、将来的にはその給与を国庫負担の対象とすることも検討するとしている。他に、日本の学校教育の特徴である部活動に関する「部活動指導員」(仮称)、後述するコミュニティ・スクールに関連して、地域連携担当教職員の重要性も指摘している。これらの多様な専門スタッフに人材を確保し、独立した職業として確立するためには、処遇の改善が必要となる。

図表3 教員以外の専門スタッフの配置状況等について

	職務内容等	資格	配置状況等【H26】	財政措置(国)
スクールカウンセラー	臨床心理等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	7,344人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
スクール ソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援	社会福祉士 精神保健福祉士 等	1,186人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
医療的ケアを行う看護師	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	特別支援学校:1,460人 (うち、補助金対象者:429人) 公立小・中学校:379人	予算補助(1/3) 【特別支援学校のみ】
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等医療的ケアを実施	なし	49,706人	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	公立特別支援学校:1,380人 (地域の公立小・中学校への巡回も実施)	委託事業を実施
就職支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国40地域において、 計57人を配置	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務支援等)を支援	なし	約2,000人	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	※今後検討	21,294人	地方交付税措置
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,739人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	4,101人 ※JETのみ(H26.7.1現在)	地方交付税措置 (JET)予算補助(1/3)(non-JET)
サポートスタッフ	放課後や土曜日における学習、補充学習等の支援	なし	8,000人 (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)

(出所) 中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」参考資料(平27.12.21)

校長には自ら示す学校教育ビジョンの下、リーダーシップを発揮し、多様なスタッフを有機的に連携させていくマネジメント能力が求められる。校長を補佐する副校長・教頭など学校管理職についても一層の資質向上が求められるため、計画的に人材養成していく必要がある。なお、教頭については、過剰な負担が指摘されていることから、事務職員の役割を見直し、その潜在能力を活用することが必要である。

しかし、「チーム学校」構想には早くも懸念が指摘されている。例えば、岩手県矢巾町のいじめ自殺事件では、生徒に多くの兆候があったにもかかわらず担任が一人で抱え込み、深刻ないじめ事案を教員の間でさえ共有できていなかったと指摘し、「チーム学校」の前に「チーム教員」の構築が不可欠としている。また、「チーム学校」の課題として、多様な人々をまとめ上げる「学校管理職の力量」、事務職員を対等のパートナーと認める「教員の意識改革」、財務省が求める教員数の削減に対し「教員数の確保」が挙げられている⁶。

財務省は、「授業の専門家」である教員が「授業以外の事務で多忙」という状況を解決するため、外部人材の活用により授業に専念できる環境を整備していくべきとしている⁷。一見、「チーム学校」構想と方向性は一致しているように見えるが、チーム学校が教員定数削減の根拠に使われるのではとの疑念が拭えない。日本の教員は、授業のみならず、生徒指導や生活指導など、およそ児童生徒に関わることは全て行い、それが国際的にも評価されてきた経緯があり、一律に授業とそれ以外の業務を線引きするのは学校現場の状況を無視した「机上の空論」と言うべきだろう。教員の多忙を解消するためには、教員でなければできない職務とその他の職務を精選した上で、他の人材に振り分ける必要がある。そのためにも、専門スタッフの他、後述する学校支援地域本部の活用も有効である。

4. 学校と地域の連携・協働

平成27年3月の実行会議第六次提言は、全ての学校のコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協力体制を構築し、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すことが重要であると提言した。これを踏まえ、同年4月、中教審に対し、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」の諮問が行われた。諮問においては、社会情勢の変化や教育改革の動向等を踏まえた、今後のコミュニティ・スクールの在り方や、今後全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための総合的な方策、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置のための方策、地域の人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となる仕組みづくり等について審議が要請された。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会⁸が設置された学校のことを指し、学校運営協議会を通じて、保護者や地域が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社

⁶ 氏岡真弓『「チーム学校」実現へのハードル』『教職研修』（平27.10）12頁

⁷ 財政制度等審議会「平成28年度予算の編成等に関する建議」（平27.11.24）48頁

⁸ 教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を置くことができる。同協議会は校長が作成した学校運営の基本方針を承認し、教職員の任用等について意見を述べるができる。

会が一体となって、より良い教育の実現に取り組むことを目的とする。地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことにより、地域全体の活性化も期待できるとされる。答申は、学校運営協議会の設置を自治体の努力義務としている。

「第2期教育振興基本計画」（平 25.6.14 閣議決定）においては、全公立小・中学校の1割（約3千校）をコミュニティ・スクールとする目標が掲げられているが、27年4月1日現在、2,389校にとどまっている（図表4）。学校支援地域本部との連携不足、学校評議員等類似の制度との相違が不明確との批判や、教職員人事等に介入されるとの誤解が学校側にあることも指摘されている。指定自体を目的化するのではなく、学校支援のための有効なツール・応援団として活用すべきであろう。

図表4 コミュニティ・スクールの指定校数と学校支援地域本部設置数の推移

	平成 20	21	22	23	24	25	26	27
学校運営協議会(*1)	341校	475	629	789	1,183	1,570	1,919	2,389
学校支援地域本部(*2)	2,176本部	2,405	2,540	2,659	3,036	3,527	3,746	4,146

(*1) 各年4月1日現在

(*2) 各年度末(27年は8月)現在。「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用した取組。

平成24～27年度は、岩手県、宮城県、福島県等の被災自治体は委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」で実施。

(出所) 文部科学省資料より作成

一方、「学校支援地域本部」は、学校を支援するため地域住民等のボランティアが協力し、学校の授業補助、校内の図書室での書籍貸出等の管理・運営、校庭の芝生や花壇の整備など様々なサービスを提供するが、学校運営そのものに参画することは想定されていない。

答申では、従来、個々の活動ごとに支援が行われ、必ずしも横の連携が十分ではなく、またコーディネート機能が特定の個人に依存し、持続可能な体制が作られていなかったと指摘した上で、今後は地域住民や団体等により、緩やかなネットワークを構築し、コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動を実施するなど、「支援」から「連携・協働」へ、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展していくことが期待され、その基盤となる枠組みとして「地域学校協働本部」（仮称）の設置を提唱している。

5. 不登校支援等

平成27年9月、安倍総理は、一億総活躍社会に関する記者会見において「いじめや発達障害など、様々な事情で学校に通えない子供たちには、フリースクールなど多様な場で、自信を持って学んでいけるような環境を整えます」と述べ、改めて不登校の児童生徒に対する支援方針を明言した。

26年7月の実行会議第五次提言では、「国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する」としている。また、「子供の貧困対策に関する大綱」（平26.8.29 閣議決定）においても、「学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施

しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進する」としている。

翌27年3月の実行会議第六次提言では、全員参加型社会の実現を目指し、「国は、不登校や中退、若者のニート化を防止する」、「フリースクール等における多様な学びへの対応を含めた小学校から高等学校までを通じた抜本的な不登校等に係る対策を講じるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学力向上や進路支援を行う地域人材等の配置充実を図る」とし、5月の実行会議第七次提言では「発達障害のある子供や不登校の子供に十分な学びの機会が確保され、自己肯定感を高められるようにすることが重要」であり、「国における就学義務や経済的支援の在り方などに関する検討の結果を踏まえて、フリースクール等における多様な学びを支援」するなど矢継ぎ早に支援方策を打ち出している。

文部科学省の調査によれば⁹、26年度の不登校の児童生徒数は、2年連続で増加し、国公私立の小学校で約2万6千人（在籍者の0.4%）、同中学校で約9万7千人（同2.8%）と、依然高い水準にある。増加した理由について、教育委員会に対するアンケートでは、家庭の教育力の低下により基本的な生活習慣が身に付かず不登校に結び付くこと、無気力で何となく登校しない児童生徒の増加などが多く挙げられた。また、無理に登校させず、フリースクールに通学させるなど選択肢が広がる傾向にあることも一因との見方もある¹⁰。

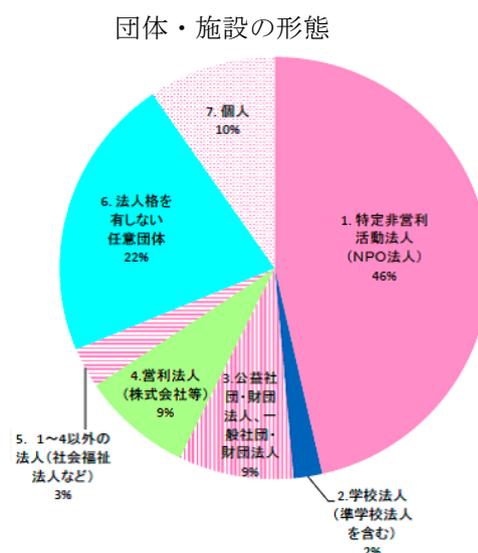
（1）フリースクール

実行会議第五次提言を受けて、文部科学省は初めてフリースクール等の民間施設に関する実態調査を実施し、平成27年8月、結果を公表した（図表5）。

保護者は、授業料に相当する会費月額を平均3万円以上負担しているほか、3人以下の常勤スタッフや無給のボランティア等に支えられている実態などが明らかとなった。

図表5 フリースクール等の実態調査結果

調査対象	474施設中、319施設から回答（回収率67%）
在籍者数等	4,196人（小学生1,833人、中学生2,363人）、1施設当たり13.2人 他に高校生1,633人、高校・大学等に在籍しないもの1,182人
スタッフ数等	2,864人（うち無給は、893人（31.2%）） 1施設当たりスタッフ2.8人（有給・週5日以上勤務）
活動内容等（複数回答）	相談・カウンセリング（90.9%）、個別の学習（87.1%）、芸術活動（76.7%）、スポーツ体験（76.1%）、調理体験（75.2%）
会費月額（授業料）	0.5万円以下（9.5%）、0.5万円超1万円以下（5.7%）、1万円超3万円以下（38.2%）、3万円超5万円以下（36.3%）、5万円超（10.3%）、平均3.3万円



（出所）文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査の結果」（平27.8.5）より作成

⁹ 文部科学省「平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平27.9.16）

¹⁰ 『毎日新聞』（平27.8.7）

(2) 夜間中学

フリースクールとともに夜間中学（中学校夜間学級）支援も安倍政権が重視している課題である。平成 26 年 7 月の実行会議第五次提言では、「義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する」と述べ、同年 8 月の子供の貧困対策に関する大綱においても、夜間中学の設置促進を掲げている。

27 年 4 月、文部科学省は、夜間中学に関する初の実態調査の結果を公表した(図表 6)。

文部科学省は、義務教育未修了者等の就学機会確保推進事業を展開し、未設置の道県での最低 1 校設置を目指している。27 年 7 月には、形式的な中学卒業生等の夜間中学への入学を認める通知を発出した。

従来、「中学校を卒業していない場合は就学を許可して差し支えない」との考えを示すのみだったが、入学希望既卒者についても義務教育を受ける機会を実質的に確保する観点から、一定の要件の下、積極的に入学を認めることとした。

これは、義務教育未修了者や入学希望既卒者にとっては一歩前進であるが、「国の画一的な義務教育制度では対応できない教育機会の実質的な保障を、地方の施策展開に委ね」、「本来国が担うべき課題を地方の努力によって補完しようとするもの」¹¹であるとの指摘もあり、そうであるならば、国の一層の支援が望まれる。

(3) 議員立法の動き

平成 27 年 5 月、超党派のフリースクール等議員連盟と夜間中学等義務教育拡充議員連盟が合同総会を開催し、当時の馳浩立法チーム座長から「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」試案が提案され、当時開会中だった第 189 回国会への法案提出を目指し、9 月の合同総会では、条文案が提示された。しかし、各党の意見が一致せず、提出は見送られた。与党側からは不登校を助長し、学校制度が形骸化するとの懸念が示される一方、野党や一部の支援者を中心に、学校復帰を前提としている、フリースクールが分断される、居場所がなくなるなど、根本的な反対意見が出されたとされる。

11 月に報道された案では、題名から「多様な」が削除され、「義務教育の段階に相当する普通教育の機会の確保に関する法律案」となり、学校への在籍が前提となっているようだ。やむを得ない理由で就学が困難な場合、保護者が教育委員会に対し、一定期間、学校に在籍したまま出席させないことができるよう申請し、その間、保護者が「個別学習計画」を作成し、教育委員会の認定を受ければ、就学義務を果たしたことになる¹²とされる。

図表 6 夜間中学の実態調査結果

学校数	31 校(8 都府県 25 市区。大阪 11 校、東京 8 校等)
生徒数・国籍	1,849 人(うち外国籍 1,498 人(81%)、中国 799 人、韓国 284 人、ベトナム 101 人等)
年齢	60 歳以上(28.5%)、15～19 歳(15.0%)、20～29 歳(14.7%)、学齢者(0%) 等
入学理由	読み書きの習得(27.1%)、日本語会話の習得(26.9%)、中学校教育の修了(17.7%) 等
卒業後の進路	高校進学(39.8%)、就職(34.6%)、不明(24.9%) 等

(出所)文部科学省「中学校夜間学級等に関する実態調査について」(平27.4.30)より作成

¹¹ 佐々木幸寿「現代における教育法」『学校運営』(平 27. 12) 26 頁

¹² 『朝日新聞』(平 27. 11. 13)、『読売新聞』(平 27. 11. 15)、『毎日新聞』(平 27. 11. 16) など

不登校児童生徒の居場所確保のためのフリースクールを法的に位置付けることになれば、一歩前進との見方もある。しかし、そもそも不登校が発生する学校制度の在り方そのものにもメスを入れる必要があるのではないだろうか。不登校の定義¹³には当てはまらないが我慢して通学している不登校予備軍ともいべき児童生徒も少なからずいるであろうことから、児童生徒の側に一方的に、学校への復帰を目指させることには、強い反発も予想される。

なお、夜間中学に関しては、国、地方公共団体の責務や就学機会を提供するための協議会の設置等が規定されている。

6. おわりに

以上、概観してきたような教育施策が求められる背景となっている課題解決のためには、教員の役割がより一層重要になる。しかし、我が国の公費負担教育費はOECD諸国中、最低の水準にある。平成27年7月の実行会議第八次提言では、教職員定数について見通しを示し、計画的に教職員の採用・育成・投資を行うことについて提言しているものの、教育財源の確保に関する具体的方策は先送りの状況にある。少子化の中で教員数もそれに伴って減少するのは現行制度上やむを得ない面もあるが、社会環境が激変し、教員が新たな役割を絶えず求められる中で現場の教員の無制限の努力に依存し続けるのは限界にきている。

ここ数年のうちに教員の大量退職時代を迎えるが、教員採用試験は近年競争率が低下し、質の低下が懸念される¹⁴。教員の不祥事や過酷な勤務実態が報道される一方、財政当局からは定数削減を求められ、文部科学省からも教員養成系学部・大学院の再編を求められるなど¹⁵、学生にとって教員は将来性のない職業との見方が広まっていることが懸念される。

教育再生は、教師という仕事が魅力ある職業として意欲のある優秀な若者が多数志すようなビジョンを提示できるかが鍵となろう。

(とだ ひろし)

¹³ 注9参照。同調査による「不登校」の定義は、「年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」となっている。

¹⁴ 平成26年度の公立学校の教員採用の競争率は、小学校4.1倍、中学校7.4倍、高校7.2倍、特別支援学校3.9倍となっている（文部科学省「平成26年度 公立学校教員採用選考試験の実施状況について」）。

¹⁵ 文部科学省は、平成27年6月、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」を発出し、各国立大学に対し、教員養成系学部・大学院について、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう求めている。